

# 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領

制定 令和 4 年 5 月 31 日  
4 水漁第 392 号 水産庁長官承認

公益財団法人水産物安定供給推進機構

## 第 1 趣旨

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和 4 年 5 月 17 日付け 4 水漁第 247 号農林水産事務次官依命通知)、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施要領(令和 4 年 5 月 17 日付け 4 水漁第 248 号水産庁長官通知)に定めるもののほか、本助成要領(以下「助成要領」という。)の定めるところにより実施するものとする。

## 第 2 原材料調達円滑化計画の作成・認定及び助成金の交付の申請

ウクライナ情勢の影響による原材料の調達困難から、原材料調達方法の変更(原材料転換)、付加価値向上、販路開拓、加工機器の導入(ただし、加工機器の導入支援にあっては、既存の加工機器では新たな取組できない場合に限る。)等に取り組む水産加工業者(以下「加工業者」という。)は、別記様式第 1 号により水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業に係る原材料調達円滑化計画の認定申請書兼水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業費助成金交付申請書(以下「円滑化計画」という。)を公益財団法人水産物安定供給推進機構(以下「機構」という。)に提出し、認定を受けるとともに、助成金の交付申請を行うものとする。円滑化計画の内容の変更をしようとするとき(助成金額の増減を伴う場合)、中止、又は廃止しようとするときは、次に掲げる軽微な変更を除き、別記様式第 1 号による変更、中止又は廃止の承認申請を機構に提出し、認定を受けるとともに、助成金の変更交付申請を行うものとする。

(1) 申請者に係る名称の変更をするとき

(2) 申請者に係る住所の変更をするとき(助成対象経費に変更を及ぼさない範囲の変更に限る。)

(3) 申請者に係る代表者名の変更をするとき

2 加工業者は、前項の規定に基づき円滑化計画を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 補助対象者となる加工業者は、別紙 1 に記載した者とする。

## 第 3 助成金の交付の決定

1 第 2 第 1 項の規定に基づく申請を受けた機構は、適当と認める場合には、本事業に係る要綱等要領及び実施要領に規定する条件を付した上で、その旨を、円滑化計画を提出した者(以下「円滑化事業実施者」という。)に通知するものとする。

2 機構は、第 2 第 1 項の規定による円滑化計画の提出を受けた後、機構が交付決定をすべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行うものとする。

- 3 円滑化事業実施者は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、機構の承認を得ずに、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

#### 第4 申請の取下げ

円滑化事業実施者は、適正化法第9条第1項の規定により助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第4条の規定により、第3第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を機構に提出するものとする。

#### 第5 交付決定の取消等

- 1 機構は、第2第1項の規定に基づき本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる項目に該当する場合は、水産庁長官の同意を得た上で、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更することができるものとする。
  - (1) 円滑化事業実施者が、法令、本事業に係る要綱等要領及び実施要領の規定に基づく機構の処分に違反した場合
  - (2) 円滑化事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 円滑化事業実施者が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 円滑化事業実施者が本事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 円滑化事業実施者が助成金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 機構は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 機構は、第1項第1号から第3号までの規定に基づく取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第10第3項の規定を準用する。

#### 第6 助成金の概算払

- 1 円滑化事業実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第2号により概算払請求書を作成し、機構に対し、概算払請求を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく請求を受けた機構は、適当と認める場合には、円滑化事業実施者に助成金を概算払するものとする。

#### 第7 状況報告

- 1 円滑化事業実施者は、別記様式第3号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における本事業の遂行状況報告書を作成し、それぞれ翌月15日までに機構に提出するものとする。なお、機構は、適宜遂行状況の報告を円滑化事業実施者に求めることができる。
- 2 円滑化実施者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は円滑化事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第4号により、速やかに機構に遅延届出書を提出し、その理由及びその時点までの遂行状況を報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けた機構は、円滑化事業実施者に対し、本事業の実施について必要な指示を行うものとする。

#### 第8 事業の実績報告及び助成金の精算払

- 1 円滑化事業実施者は、機構に対し、本事業終了後から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号により実績報告書及び添付資料（第11の規定による導入した機器及び資材がある場合は別記様式第10号により作成した財産管理台帳の写し及びその他関係書類並びに第13の規定に基づき策定した管理運営規程の写し）を提出するとともに、別記様式第6号により精算払請求を行うものとする。
- 2 第2第2項ただし書の規定に基づき交付の申請をした円滑化事業実施者は、実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 第2第2項ただし書の規定に基づき交付の申請をした円滑化事業実施者は、第1項の規定に基づき実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに機構に報告するとともに、機構の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第9第1項の規定に基づく確定のあった翌年度の6月20日までに、同様式により機構に報告するものとする。

#### 第9 助成金の額の確定等

- 1 第8第1項の規定に基づく実績報告を受けた機構は、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を円滑化事業実施者に通知するとともに助成金を支払うものとする。
- 2 機構は、円滑化事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 円滑化事業実施者は、第1項の規定による助成金額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、機構に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第8第1項に準じて提出するものとする。
- 5 機構は、前4項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

#### 第10 導入機器の管理及び処分の制限

- 1 本事業によって導入した機器及び資材（導入価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。以下単に「機器」という。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、本体や看板等に標示板やシールを貼付する等により、本事業により導入したものである旨を明示するものとする。
- 2 円滑化事業実施者は、機器について、処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第8号により、機構の承認を受けるものとする。
- 3 第1項に定める機器の処分制限期間は規則第5条の別表に掲げるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、本事業を行うに当たって、機器を担保に供し、自己資金の全部または一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第3第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第4第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により機構の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - (2) 本来の本事業の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第4項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。
  - 6 円滑化事業実施者は、本事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を機構に報告しその指示を受けなければならない。

#### 第11 管理運営規程の策定

円滑化事業実施者は、機構に対し、本事業終了後から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、機器の管理運営が本事業の趣旨に即して適正に行われるよう、別記様式第9号の例により管理運営規程を定め、第8第1項に規定する実績報告書とともに提出し、これに基づいて機器の管理運営を行うものとする。

#### 第12 関係書類の整備

- 1 円滑化事業実施者は、本事業の経費について他の経理と区分して本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。
- 2 第8第1項の添付書類のうち、別記様式第10号による財産管理台帳及びその他関係書類については、処分制限期間が終了するまで整備保管するものとする。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第13 電子情報による申請等

- 1 円滑化事業実施者は、この助成要領の規定に基づく申請等については、他の定めにかかわらず、電子メール、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下、「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、この助成要領の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。
- 2 円滑化事業実施者は、前項の規定により申請等を行う場合は、この助成要領に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 機構は、第1項の規定により申請等が行われた円滑化事業実施者に対する通知、承認、指示については、円滑化事業実施者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

#### 第14 指導

機構は、円滑化事業実施者に対し、本事業の実施について必要な指導を行うものとする。

#### 第15 その他

- 1 この助成要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁及び機構が協議の上、定めるものとする。
- 2 この助成要領に定めるもののほか、機構から本事業の実施に係る資料を求められた場合、円滑化事業実施者は速やかに機構に提出しなければならない。

【補助対象者】

本事業による補助の対象となる者は、水産加工品（\*1）の製造を行う事業者（大企業（\*2）を除く。）であって、以下の対象水産物（\*3）を従来使用しており、かつ、ウクライナ情勢により当該水産物の調達に支障が生じている又は生じ得るおそれがあり、円滑化計画について、機構の認定を受けた者であるとともに、日本国内に所在する中小企業者等（下記ア及び下記イの要件を満たす者）及び中堅企業等（下記ウの要件に該当する者）とする。

補助対象者の要件は、本事業の公募開始日において満たしている必要がある。また、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の補助の対象外、交付取消となる場合がある。

- ※1 「水産加工品」とは、水産動植物を主原材料（原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあっては20%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物を指すものとする。
- ※2 「大企業」とは、円滑化計画の提出時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円以上の（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人を超える）企業をいう。
- ※3 対象水産物は
  - ①さけ・ます類 ②にしん ③ひらめ・かれい類 ④たら類 ⑤ほっけ ⑥めぬけ類
  - ⑦えび類 ⑧かに類 ⑨貝類（つぶがい、あかがい） ⑩いか類 ⑪なまこ類
  - ⑫うに類 ⑬魚卵 ⑭海藻類 ⑮その他水産庁長官が特に必要と認めるもの

ア. 中小企業者

○資本金が3億円以下、又は従業員数（常勤）が300人以下となる会社又は個人であること。

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

○ただし、次の（1）～（5）のいずれかに該当する者は、大企業（資本金10億円以上）とみなす（みなし大企業）。同様に、次の（1）～（5）で「大企業」とされている部分が「中堅企業等」である場合には、みなし中堅企業の扱いとなる。

- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- ※1 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
  - ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
  - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ※3 上記(3)の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。

#### イ. 「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

- 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第6号～第8号に定める法人(企業組合等)又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第二に該当する法人(※1)若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であること(※2)。
- 資本金が3億円以下、又は従業員数(常勤)が300人以下となる法人であること。
  - ※1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となる。
  - ※2 法人格のない任意団体(申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能)、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象とならない。また、日本経済の構造転換を促すことを目的とする本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象とならない。

#### ウ. 中堅企業等

- 会社若しくは個人、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人(企業組合等)又は法人税法別表第二にあてはまる法人(※2)若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の要件に該当する者(※3)。
- 資本金が3億円を超え10億円未満の個人又は法人であること。(資本金が定められていない場合は、従業員数(常勤)(※4)が300人を超え2,000人以下であること。)
  - ※1 アの(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業(資本金10億円以上)とみなす(みなし大企業)。
  - ※2 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となる。
  - ※3 法人格のない任意団体(申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能)、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象とならない。また、日本経済の構造転換を促すことを目的とする本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象とならない。※4 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

別記様式において

(注) は削除すること。

該当しない項目には「-」を記載すること。

別記様式第1号(第2関係)

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業に係る原材料調達円滑化計画の  
認定申請書 兼 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構  
理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者役職氏名

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業に係る原材料調達円滑化計画を作成  
したので、別添のとおり、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領(令和4年5  
月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認)第2の規定に基づき認定を申請するとともに、  
第3の規定に基づき助成金 円の交付を申請する。

(変更の理由)

○○○○○○○○○○○○○○○○ (注1)

(中止、廃止の理由)

○○○○○○○○○○○○○○○○ (注2)

(注1) 変更承認申請の場合には、二重下線部を「変更」とし、一重下線部を削除し、件名中  
「申請書」とあるのを「変更申請書」とすること。また、事業の変更の理由を記載し、認  
定通知があった原材料調達円滑化計画と容易に比較対照できるよう、原材料調達円滑化  
計画の変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで下段に記入すること。なお、変更の  
ない欄については二段書きとしないこと。

(注2) 中止又は廃止の場合には、二重下線部を「中止」又は「廃止」とし、一重下線部を削  
除し、件名中「申請書」とあるのを「中止申請書」又は「廃止申請書」とすること。また、  
事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

別記様式第1号別添（第2関係）

1 申請者欄

(フリガナ) 個人：氏名 法人：法人名と代表者名			
法人番号（13桁）		※個人の場合は記載不要 ○○○○○○○○○○○○○○○○	
ホームページURL		※ホームページがない場合は記載不要	
従業員数（常勤）		人	※いなければ「-」と記載
資本金又は出資金額		万円	※個人の場合は「-」と記載 ※10億円以上の場合は「大企業」となるため 本事業の申請不可
消費税の仕入控除		該当	控除区分
			課税事業者
			免税・簡易課税事業者等
※該当欄に○印を記載。以下同じ			
連絡 担 当	(フリガナ) 役職・氏名	※個人の場合は役職の記載不要	
	住所	〒	
	電話番号		
	携帯番号		
	FAX番号		
E-mail アドレス			
確認事項 該当欄に○印を記載		確認事項	
		該当	
		中小企業者である	
		みなし中堅企業である	
		中堅企業等である	

2 原材料調達円滑化計画

(1) 現在利用している原材料の水産物の調達実績及び水産加工品製造実態

水産物	該当	現在利用している原材料		左記水産物を原材料とした水産加工品を製造する加工場所在地
		調達先	金額（千円） 又は 数量（kg）	
さけ・ます類				
にしん				
ひらめ・かれい類				
たら類				
ほっけ				
めぬけ類				
えび類				
かに類				
貝類（つぶがい、あかがい）				
いか類				
なまこ類				

うに類				
魚卵				
海藻類				
〇〇〇〇 ※その他、ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じているものとして、水産庁長官が特に必要と認めているもの				

※過去1年間以内の原材料の調達実績及び日本国内での水産加工品製造実態がわかるものとして以下の①②③の書類に関し、①とともに②③のいずれかを1つ添付すること

- ①原材料調達の実績を証する書類（任意の1回で可）
- ②水産加工品の製品規格書（原材料の水産物名が表記されていること）
- ③商品説明書等（原材料の水産物名が表記されていること）

(2) ウクライナ情勢により水産物の調達や水産加工品の販売に生じている又は生じ得るおそれがある支障について

①ウクライナ情勢により水産物の調達に生じている支障の具体的内容

影響項目	該当	説明
取引先の変更が必要になった		
経費が上がった（見込みも含む）		
売上が減少した（見込みも含む）		
その他		

②支障が生じるおそれがあり将来に渡る事業継続を目指し、リスク回避のために調達先の変更や販売先の維持・拡大を目指す前向きな取組を行う場合、その具体的内容

--

(3) 水産加工品の供給を継続するための取組内容

取組の類型	類型	該当	
	原材料の調達方法を変更する 販路の維持・拡大を目指す		
原材料水産物名 【加工場所在地】	※原材料水産物名ごとに、又はまとめて、加工場所在地を記載すること 〇〇〇〇【〇〇県〇〇市〇〇〇〇】		
取組実施期間	※補助対象期間は令和4年4月1日～令和5年3月31日 令和 年 月 日～令和 年 月 日		

計画の概要	※原材料調達円滑化計画の概要を記載すること ※実施する事業として該当する以下のア～エの取組項目・経費区分ごとに、水産加工品の供給継続にどのように寄与するか、内容・必要性を記載すること（別紙記載可能） ※以下のア～エの取組項目・経費区分ごとに、参考とした単価等の根拠となる資料を添付すること ※経費の欄は、課税事業者においては税抜金額を、免税・簡易課税事業者等においては税込金額を記載すること		
	確認事項		該当
	本事業に係る取組の実施以降も、引き続き、水産加工品の供給に係る事業を継続する意思を有している		
	本事業に係る取組について、国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっていない		
取組項目・経費区分・該当	内容・必要性	経費内訳 (単価×個数・回数等)	経費(円)
ア 原材料の調達方法(調達水産物、調達先、調達経路)の変更			
運送経費			
製氷購入費			
イ 新商品開発			
原材料費			
梱包用資材費			
新商品開発用資材費			
製品パッケージ作成費			
専門家派遣費			
ウ 販売促進・広告宣伝			
商談旅費			
サンプル製品用原材料費			
サンプル製品送料			
広告宣伝費			
エ 加工機器の導入			
水産物加工機器の導入費			
機器の設置費			
経費合計			
助成事業費	(a)		
助成率	(b)		
助成金交付申請額	(a) × (b)	円未満切捨て	

※1 複数課題の申請時には、適宜、(3)の様式の経費合計までを追加

※2 免税・簡易課税事業者等の場合は税込金額を、課税事業者の場合は税抜金額を記載

(4) 経費の調達等

経費の調達一覧		
区分	金額(円)	資金調達先
1.自己資金		
2.助成金額 (※2)		
3.金融機関か らの借入金		
4.その他		
5.合計額 (※3)		

助成金交付までの資金調達方法		
区分	金額(円)	資金調達先
2-1 自己資金		
2-2 金融機関か らの借入金		
2-3 その他		

(※2) 助成金額は、助成金交付申請額と一致させること

(※3) 合計額は、経費合計と一致させること

(※4) 助成対象機器等を担保に供し、自己資金の全部または一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合は、次の表に必要な事項を記載すること

金融機関名	
制度融資名	
融資を受けようとする金額	
償還年数	
その他必要な事項	

別記様式第2号（第6関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成金概算払請求書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長 殿

住 所

事業実施者名

代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和4年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業について、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第6の規定に基づき、下記により金 円を概算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A-(B+C)	事業完了予定年月日	備考
原材料転換等支援事業費 ①原材料の調達方法（調達水産物、調達先、調達経路）の変更 運送経費 製氷購入費 ②新商品開発 原材料費 梱包用資材費 新商品開発用資材費 製品パッケージ作成費 専門家派遣費 ③販売促進・広告宣伝 商談旅費 サンプル製品用原材料費 サンプル製品送料 広告宣伝費 ④加工機器の導入 水産物加工機器の導入費 機器の設置費	円	円	円	円		
計						

(注) a 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経

費に係る助成金の合算額を記載すること。

b 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第3号（第7関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業遂行状況報告書（ 月末分）

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長 殿

住 所

事業実施者名

代表者役職氏名

令和 年 月末分水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業の遂行状況を、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業の遂行状況

区分	実施した内容	備考
①原材料の調達方法（調達水産物、調達先、調達経路）の変更		
②新商品開発		
③販売促進・広告宣伝		
④加工機器の導入		

2 経費の状況

区分	助成事業に要する経費	事業の遂行状況				備考
		〇月〇日までに完了したもの		〇月〇日までに完了予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
原材料転換等支援事業費 ①原材料の調達方法（調達水	円	円	%	円	%	

産物、調達先、調達経路) の 変更 運送経費 製氷購入費						
②新商品開発 原材料費 梱包用資材費 新商品開発用資材費 製品パッケージ作成費 専門家派遣費						
③販売促進・広告宣伝 商談旅費 サンプル製品用原材料費 サンプル製品送料 広告宣伝費						
④加工機器の導入支援 水産物加工機器の導入費 機器の設置費						
計						

別記様式第4号（第7関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成金遅延届出書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構  
理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者役職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号—〇変更通知）で助成金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第7第2項の規定に基づき届け出ます。  
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 助成事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

--

2 助成事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること

（注3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること

別記様式第5号（第8関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実績報告書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長 殿

住 所

事業実施者名

代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第8の規定に基づき報告する。

記

1 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業の計画概要

--

2 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業の内容

区分	実施した内容	備考
①原材料の調達方法（調達水産物、調達先、調達経路）の変更		
②新商品開発		
③販売促進・広告宣伝		
④加工機器の導入		

3 経費の配分

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
	円	円	円	
原材料転換等支援事業費 ①原材料の調達方法（調達水産物、 調達先、調達経路）の変更 運送経費 製氷購入費 ②新商品開発 原材料費 梱包用資材費 新商品開発用資材費 製品パッケージ作成費 専門家派遣費 ③販売促進・広告宣伝 商談旅費 サンプル製品用原材料費 サンプル製品送料 広告宣伝費 ④加工機器の導入 水産物加工機器の導入費 機器の設置費				
計				

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

4 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業完了年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減 (△)	備考
助成金	円	円	円	
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
原材料転換等支援事業費	円	円	円	
①原材料の調達方法（調達水産物、 調達先、調達経路）の変更 運送経費				

製氷購入費				
②新商品開発支援				
原材料費				
梱包用資材費				
新商品開発用資材費				
製品パッケージ作成費				
専門家派遣費				
③販売促進・広告				
商談旅費				
サンプル製品用原材料費				
サンプル製品送料				
広告宣伝費				
④加工機器の導入				
水産物加工機器の導入費				
機器の設置費				
計				

(注) 経費の④について実績がある場合には、助成要領第 11 に規定する別記様式第 9 号管理運営規程及び第 12 に規定する別記様式第 10 号財産管理台帳を制定及び整備保管し、写しを添付すること。

別記様式第6号（第8関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成金精算払請求書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構  
理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業について、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第8の規定に基づき、下記により金 円を精算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A-(B+C)	事業完了 年月日	備考
原材料転換等支援事業費 ①原材料の調達方法（調達水産物、調達先、調達経路）の変更 運送経費 製氷購入費 ②新商品開発 原材料費 梱包用資材費 新商品開発用資材費 製品パッケージ作成費 専門家派遣 ③販売促進・広告宣伝 商談旅費 サンプル製品用原材料費 サンプル製品送料 広告宣伝費 ④加工機器の導入支援事業 水産物加工機器の導入費 機器の設置費	円	円	円	円		
計						

- (注) a 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記載すること。  
 b 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。  
 c 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてくだ さい)	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第7号（第8関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構  
理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業について、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第8の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1 助成要領第10第1項の助成金の額の確定額

金	円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	

2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

4 助成金返還相当額（3－2）

金	円
---	---

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける円滑化事業実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税

確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）

- ・円滑化事業実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、円滑化事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・円滑化事業実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第10関係）

水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業で導入した機器の処分承認申請書

年 月 日

公益財団法人 水産物安定供給推進機構  
理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者役職氏名

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業により導入した機器について、下記のとおり処分したいので、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第10の第2項の規定に基づき、下記により承認を申請する。

記

1. 処分の理由

--

2. 処分の方法

(注) 処分方法（目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供）に応じ適宜記載すること。

機器名	処分方法	処分先	処分見積価格	備考
			円	

3. 対象機器

機器名	メーカー名	取得年月日	取得金額		備考
			助成金	自己負担金	
			円	円	(注) 備考欄には、処分制限期間を記載すること。

4. 処分予定年月日

年 月 日
-------

5. その他

<添付資料>

- ・財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料
- ・処分方法の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料
- ・機器の写真（各1葉）
- ・機器の設置状況の写真（各1葉）
- ・処分評価書

別記様式第9号（第11関係）

「管理運営規程例」管理運営規程策定の参考にご活用ください。

### 導入した機器の管理運営規程

（目的）

第1条 この規程は、令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業助成要領（令和4年5月31日付け4水漁第392号水産庁長官承認）第15に基づき、＜水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業 事業実施者名＞（以下「本事業実施者」という。）が導入した機器（以下「導入機器」という。）の適正な管理運営に資することを目的とする。

（導入機器の種類・数量・設置場所）

第2条 導入機器の取得年月日、導入機器の種類、名称及び型式、数量、設置場所は次のとおりとする。

取得年月日	機器の種類	名称及び型式	数量	設置場所	処分制限期間	備考
					年	
					年	
					年	

（導入機器の管理運営方針）

第3条 本事業実施者の代表者（以下「代表者」という。）は、導入機器が常に良好な状態で使用又は保全されるよう必要な措置を講じ、取得した目的にそって最も効率的な運用を図るものとする。

（管理責任者）

第4条 導入機器を管理運営するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、代表者がその管理責任者を指名するものとする。

（使用者の範囲）

第5条 導入機器を使用することができる者は、本事業実施者の職員及び管理責任者が必要と認めた者とする。

（導入機器の償却）

第6条 導入機器の適正な償却を行い、この蓄積によって導入機器の保全と更新を図るものとする。

（その他）

第7条 代表者は、この規程に定める事項のほか、導入機器の管理運営において必要ある事項は、管理責任者の意見を聞いて別に定めるものとする。

付 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

別記様式第 10 号（第 12 関係）

令和 年度水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業  
財 産 管 理 台 帳

円滑化事業実施者名	
事業実施年度	令和 年度

取得財産の内容			負担区分		処分制限期間		処分の状況		備考
財産名	取得年月日	取得金額(円)	助成金(円)	事業主体	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計									

- (注)
- a 処分制限年月日には、処分制限の終期を記載すること。
  - b 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記載すること。
  - c 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記載すること。
  - d この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。